

主題：障害のある未決拘禁者に対する福祉的支援についての実践的研究**－社会内処遇を前提とした障害者相談支援実践からの考察－**

○ 南海福祉専門学校 氏名 原田 和明 (会員番号 006894)

キーワード3つ：再犯防止，生活環境調整，相談支援

1. 研究目的

現在、各刑務所への社会福祉士や精神保健福祉士の配置や各都道府県に地域生活定着支援センターが配置されるなど、障害がある矯正施設退所者については一定の支援が展開されつつある。しかし、検挙された犯罪をした者の内、その多くは実刑とはならず、不起訴、罰金刑、執行猶予等の刑事手続でいう社会内処遇となっている。こういった社会内処遇は保護観察が付された執行猶予以外は、司法手続き上の積極的な保護は行われない。つまりは、更生保護の対象ではありながら、実質上はその支援を受けることがないということとなる。

ところが、障害のある未決拘禁者にとっては、社会内処遇の処分が決定しても障害のない者となり自立生活が困難となる場合が多い。その場合は福祉的支援が必要となるが、それがなされないために再犯に至る場合がある。それは社会内処遇となっても自ら支援を求めなければ支援にはつながっていかない点によるといえる。

本研究では、社会内処遇を前提とした未決拘禁者への福祉的支援の導入が、更生保護の支援として機能し、再犯防止、自立更生に有効であること示すことで、さらにはそのシステムの提案を行うものである。

2. 研究の視点および方法

障害のある被疑者・被告人への相談支援実践は、再犯防止と自立更生の方向性や計画をケースマネジメント等の福祉的手法を用いて行われる。こういった支援を行うことで、不起訴処分、罰金刑、執行猶予付き判決といった社会内処遇の決定に影響を及ぼす場合があり、つまり、こういった支援は、司法手続上においては、生活環境調整となる場合がある。また、処分決定前にそれを行うことでいわば判決前調査ともいえるものである。

本研究では、こういった支援を上記の視点ではなく、特に未決拘禁されている障害のある者への相談支援を障害のある未決拘禁者への社会内処遇に向けての生活環境調整としてとらえることにし、まず、未決拘禁者への更生保護の支援としてとらえることとした。それに合わせて判決前調査としての効果が社会内処遇への司法判断に与えた影響を検証した。

研究方法としては、触法障害者への相談支援の実践事例から、支援が行われた社会内処遇となった未決拘禁者の事例複数と、支援が行われていない中で再犯した事例複数を分析

し、支援をした結果において再犯防止、自立更生につながったニーズと支援が行われないために再犯につながったニーズを抽出し、支援の必要性を実証するとともに具体的な支援の方法を考察する。さらには、司法手続きの中におけるこういった福祉的支援の位置づけを提言するものである。

3. 倫理的配慮

個別の事例を取り上げるのではなく、複数の事例からニーズを抽出することによって事例という形では提示しない。また、発言や供述の一部などを取り上げてはいるが、全く個人を特定できるものではない。

4. 研究結果

本研究は、現在においても継続しているものではあるが、現時点にける結果についてのその要約を下記に示す。

支援を行った起訴処分になった複数の事例においては、再犯防止のため支援の結果施設入所や精神科病院の閉鎖病棟入院などの入所型の社会資源を用いた。これは、社会資源の利用を司法に提示することによって司法手続的に不起訴処分に導かれている。また、迷惑防止条例違反の2事例では、どちらも支援の結果施設入所に至っている。この場合は、前科の関係で本来は公判請求手続きがなされたところであるが支援の結果、略式手続に福祉的支援が導いたといえる。

支援を行った執行猶予が付された複数の事例においては、施設入所、精神科病院入院、在宅等という結果になっている。支援が行われていない執行猶予に付された複数の事例では、福祉サービスを受けていない、本人及び障害認知の欠如が多かった。3回目の執行猶予が付された事例も3事例あるが、これら福祉的支援が導入され生活環境調整がなされたという司法判断によるものであり、福祉的支援によって導かれたものであるといえる。

5. 考察

まず、結果からは、社会内処遇を前提とした未決拘禁者への福祉的支援の導入が、更生保護の支援として機能するものであり、再犯防止、自立更生に有効であることいえる。しかしながら、矯正施設で処遇されている者と異なり、支援を受けられる確率は極めて低く、被疑者・被告人段階における判決前調査的な支援を受けているごく限られた者のみが対象となっている。

以上の課題を解決するにおいては、当番社会福祉士や精神保健福祉士或いは被疑者国選社会福祉士や精神保健福祉士の制度化といった被疑者段階でのソーシャルワークの導入や中立な立場でのソーシャルワークとしての判決前調査の制度化を図るべきであると提言する。